

検討中の特定電子メール法改正の方向性について

< 現行のオプトアウト方式の見直し >

1 特定電子メールの定義

送信者が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールとすること

2 同意をした等以外の者に対する送信の禁止

送信者は、下記以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならないこと

あらかじめ、特定電子メールの送信について同意をした者

総務省令で定めるところにより送信者に自己の電子メールアドレスを通知した者（広告主等の送信を委託した者に自己の電子メールアドレスを通知した場合も含む。）

その特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

総務省令で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は営業を営む個人

送信者は、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、受信者の意思にかかわらず特定電子メールの送信等することが必要な場合として総務省令で定める場合を除き、特定電子メールの送信をしてはならないこと

3 特定電子メールの送信における表示義務

送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、受信者が使用する通信端末機器の映像面に下記の事項が正しく表示されるようにしなければならないとすること

送信者の氏名又は名称（電子メールの送信を委託した者がいる場合は、送信者又は送信を委託した者のうち送信に責任を有する者の氏名又は名称）

特定電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けるための電子メールアドレス又はURL

その他総務省令で定める事項

< その他検討中の事項 >

- 1 送信委託者や電子メールアドレス等の契約者情報の保有者への報告徴収等
- 2 罰則の強化
- 3 電気通信事業者の役務提供拒否事由の改正
- 4 外国発国内着電子メールを法の適用対象化
- 5 外国迷惑メール対策執行機関への情報提供
- 6 その他